

Ⅲ 藤女子大学卒業延期者の授業料 その他の納付金に関する規程

第 1 条 この規程は、藤女子大学学則第 44 条第 2 項の規定に基づき、卒業延期者の授業料その他の納付金を定めることを目的とする。

第 2 条 この規程で卒業延期者とは、卒業要件単位数に対し 16 単位以内の不足により卒業判定会議で卒業延期となり、次年度履修登録単位数が 16 単位以内の者、又は海外留学協定校への留学を理由とする卒業要件単位数不足（卒業研究等を含む）により卒業判定会議で卒業延期となり、適用される年度の履修登録単位数が 28 単位以内の者をいう。

2 前項後段の海外留学協定校留学に伴う卒業延期者の取扱については、別に定める。

第 3 条 卒業延期者の授業料その他の納付金は、次のとおりとする。

(1) 授 業 料 4 年次在籍時の年間授業料の 4 分の 1

(2) 教育充実費 徴収しない

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 7 年 3 月の卒業判定会議で卒業延期となった者から適用する。

附 則

この規程は、2009 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2009 年 3 月の卒業判定会議で卒業延期となった者から適用する。

海外留学協定校留学に伴う卒業延期者の授業料 その他の納付金に関する内規

(目的)

第 1 条 この内規は、藤女子大学卒業延期者の授業料その他の納付金に関する規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、海外留学協定校留学に伴う卒業延期者の授業料その他の納付金を定めることを目的とする。

(適用条件)

第 2 条 この内規を適用する学生の条件は、海外留学協定校への留学により、卒業研究等の卒業要件単位が未修得の者で、教務部委員会を経て国際交流センター運営委員会が適当と認め学長に推薦した者とする。ただし、原則として卒業判定会議で卒業延期となった時点での在学年数は 4 年とする。

2 この内規の適用にあつては、次の各号に掲げる修得単位数を満たしていなければならない。

- (1) 2 年次前期又は後期から留学の場合
4 年次終了時点の既修得単位数が 100 単位以上
- (2) 3 年次前期又は後期から留学の場合
4 年次終了時点の既修得単位数が 100 単位以上
- (3) 4 年次前期又は後期から留学の場合
3 年次終了時点の既修得単位数が 96 単位以上
- (4) 4 年次に留学応募し、次年度前期又は後期から留学の場合
4 年次終了時点の既修得単位数が 116 単位以上

(授業料等)

第 3 条 この内規の適用は原則として 1 年限りとし、授業料その他の納付金は、次のとおりとする。

- (1) 授 業 料 4 年次在籍時の年間授業料の 4 分の 1 とする
ただし、留学期間の都合により適用年度が 2 年に及ぶ場合は、各
適用年度に年間授業料の 4 分の 1 を半額ずつ支払うものとする。
- (2) 教育充実費 徴収しない

附 則

この内規は、2009 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2009 年 3 月の卒業判定会議で卒業延期となった者から適用する。